

静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第1号

静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県工業用水道及び水道の使用料等に関する条例（昭和42年静岡県条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2 (略)				別表第2 (略)			
施設の名称	種別	算定単位	金額	施設の名称	種別	算定単位	金額
(略)				(略)			
静岡県湖西	基本使用料金	(略)	<u>32円</u>	静岡県湖西	基本使用料金	(略)	<u>39円</u>
工業用水道	超過料金	(略)	<u>64円</u>	工業用水道	超過料金	(略)	<u>78円</u>
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年3月26日から施行する。